

地域の会第146回定例会 資料

平成27年8月5日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（7月1日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：放射線モニタリング情報

資料3：委員ご質問への回答

前回定例会（7月1日）以降の原子力規制庁の動き

平成 27 年 8 月 5 日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 7月 1日 第17回定例会
- ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について
- 7月 8日 第18回定例会
- ・緊急作業時の被ばくに関する規制の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について（案）
- 7月15日 第19回定例会
- ・IRRS準備会合について
- 7月22日 第20回定例会
- ・防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について
 - ・放射線審議会への諮問について
- 7月29日 第21回定例会
- ・平成27年度原子力総合防災訓練に向けた官邸・ERC連携訓練の実施
- 8月 5日 第23回定例会
- ・平成27年度第1四半期の保安検査の実施状況について（添付1）

【放射線審議会】

- 7月23日 第130回総会
- ・緊急作業に従事する者の被ばく制限の見直しに関する諮問について
- 7月28日 第131回総会
- ・緊急作業に従事する者の被ばく制限の見直しに関する諮問について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 7月 1日
- ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換
- 7月 2日
- ・第245回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（確率論的リスク評価について）
- 7月 3日
- ・第246回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（敷地における地震波の増幅特性について）
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6、7号機（151））
- 7月 6日
- ・柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関

- する事業者ヒアリング（４３）
- 7月 7日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽 6、7号機（152））
 - 7月 9日 ・第247回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（審査資料提出予定、外部事象の考慮について）
 - 7月10日 ・第248回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（敷地周辺の地質・地質構造について）
・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
 - 7月13日 ・柏崎刈羽原子力発電所 6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（４４）
 - 7月14日 ・第249回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（指摘事項に対する回答）
 - 7月15日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽 6、7号機（153））
 - 7月16日 ・第250回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について）
 - 7月17日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽 6、7号機（154、155））
 - 7月24日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽 6、7号機（156））
 - 7月27日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽 6、7号機（157））
 - 7月28日 ・第254回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（指摘事項に対する回答、火災防護について）
 - 7月30日 ・第256回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（特定重大事故等対処施設に係る審査について）
 - 8月 4日 ・第258回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備について）

【被規制者等との面談】

- 7月 1日 ・東京電力株式会社副原子力防災管理者選任・解任届出書等について
- 7月 3日 ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接事業者検査の計画等に係る説明について
- 7月 3日 ・柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（1号炉の高経
年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング（30）
- 7月15日 ・東京電力株式会社の保安規定変更認可等の申請について（「本店」から「本

社」への名称変更)

7月21日 ・東京電力株式会社の保安規定変更認可等の申請について(コメント回答)

【規制法令及び通達により提出された文書】

- 7月 1日 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条第3項の規定に基づく溶接安全管理審査申請書の変更届出
(原子力規制委員会は、平成27年7月1日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました。)
- 7月10日 ・柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出
(原子力規制委員会は、平成27年7月10日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出を受理しましたので公表します。)
- 7月14日 ・保安規程の変更届出
(原子力規制委員会は、平成27年7月14日に東京電力株式会社より、電気事業法第42条第2項の規定に基づく保安規程の変更届出を受理しました。)
- 7月14日 ・原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づく原子力防災要員現況届出書
(原子力規制委員会は、平成27年7月1日に東京電力株式会社から同社福島第一原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災要員現況届出書を受理しました。)
- 7月14日 ・原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づく副原子力防災管理者選任・解任届出書
(原子力規制委員会は、平成27年7月1日に東京電力株式会社から同社福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の副原子力防災管理者選任・解任届出書を受理しました。)
- 7月27日 ・東京電力株式会社(発電用原子炉設置者)から運搬に関する確認等に係る申請(HDP-69B型核燃料輸送物)を受理
(原子力規制委員会は、平成27年7月27日に東京電力株式会社(発電用原子炉設置者)から運搬に関する確認等に係る申請を受理しましたのでお知らせします。なお、原子力規制委員会に提出された申請書については、当該申請に係る審査終了後、その結果も併せて公表する予定です。)
- 7月28日 ・東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理
(原子力規制委員会は、平成27年7月23日及び同年7月28日に東京

電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました。なお、原子力規制委員会に提出された申請書については、溶接安全管理審査後、その結果と併せて公表する予定です。）

以 上

平成 27 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 8 月 5 日
原子力規制庁

平成 27 年度第 1 四半期（4 月～6 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の実施状況等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

（1）平成 27 年度第 1 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{*1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※ 1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1-1 に示すとおりである。

このうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅにおいて「違反」^{*2}に該当する事象（保修票等の処置手順不履行）及び「監視」^{*3}に該当する事象（炉心の温度に関する一部記録の紛失）が、確認された。その状況等は、以下のとおり。

○保修票等の処置手順不履行

機器の故障等が発生した場合に発行され、機器の保修対応及び不適合処置の管理を行う保修票等について、保安規定に基づき策定された保守管理業務手順を長期間履行していなかったことが判明。原子力機構自ら不適合事象として、保安検査開始前から改善のための活動に着手していたことや、保安規定の不履行であるものの、別途電算機上に構築していた保修票管理システムにより実務的には保修票管理が行われ、実際に保修完了あるいは保修に向けた計画等の検討に着手されていることを確認したことから、原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではない。

しかしながら、保守票等の未処理は約800件（帳票として約2300枚）に及び、是正処置等の確認や保安管理上の問題点の確認が実施されなかった等、品質マネジメントシステムが適切に機能していなかったものと判断されることなどから「違反」と判定する。

○炉心の温度に関する一部記録の紛失

保安規定で10年間記録を保管することが規定されている原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度の記録紙（「炉容器出口Na温度」及び「IHX1次側出口Na温度」）の一部が紛失していることが判明。原子力機構自ら不適合事象として、保安検査開始前から改善のための活動に着手していたことや、保安規定の不履行であるものの、運転員の監視でも異常が認められていないこと、中央計算機に保存されているデータから異常がなかったことが確認されていることなどから、原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではない。

しかしながら、保安規定上保管すべき記録として規定していた記録を紛失させた管理方法等については改善を要することから「監視」と判定する。

※2 保安規定違反の判定区分は、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、安全機能、放射線被ばく及び品質保証の観点から保安規定違反の区分の判定を行うこととしており、今回の指摘事項については品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼす可能性があると判断し、「違反」と判定した。

※3 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

他の発電用原子炉施設については、「監視」に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において1件（福島第二原子力発電所における保守管理の不備について）、九州電力株式会社川内原子力発電所において2件（「使用済燃料ピットスプレイヘッダ等の巡視点検計画の不備について」、「保安規定に基づき定める基準等の文書のレビューの不備について」）確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

一方、平成26年度、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、上記の原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所において「監視」と判定した事象と類似した事象を保安検査期間外に事業者が発見し、原子力規制庁がこの報告を受けたものの、原子力安全上の影響が軽微であったことから保安規定違反として取り扱わなかったことが判明した。詳細な内容は別表1-3のとおり。なお、これらの事象については、保安規定違反の「監視」と判定した場合と同じく、その後の保安検査等において是正処置の実施状況等の確認を行っている。

このような事案を踏まえ、今後、原子力規制庁としては、保安規定違反に該当するかどうかの判断を適正に行うため、原子力規制委員会マネジメント規程のっとり要改善事項としての管理、是正処置及び予防処置を行うこととする。

（2）保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第1四半期の保安検査期間外では、「監視」に該当する事象が、中国電力株式会社島根原子力発電所において1件（島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備について）確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成27年度第1回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※4}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※4 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表1-4に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

（2）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安の措置上必要と認める場合、原子炉等規制法第64条の3第7項及び東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第40条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

東京電力株式会社（以下「東京電力という」。）福島第一原子力発電所5号機において、平成27年4月22日から6月1日にかけて実施された原子炉からの燃料取出し作業について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

③検査結果

原子炉からの燃料取出し作業に係る運転管理状況については、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

（3）保安検査期間外の実施計画違反について

平成27年度第1四半期の保安検査期間外では、「監視」^{※5}に該当する事象が2件（「1000tノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防処置の未実施」及び「1号機タービン建屋内一部エリアの水位に係る確認の未実施」）確認された。詳細な内容は、別表1-5のとおり。

※5 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

3. 運転上の制限の逸脱に対する措置の確認結果について

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

①事象の概要

東京電力福島第一原子力発電所1号機において、平成27年4月7日18時14分、タービン建屋内にあるボイラー室の滞留水水位が建屋近傍にあるサブドレン水の水位を超えていることを確認したため、東京電力は、平成27年4月9日1時10分に、実施計画に定める運転上の制限（タービン建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと）からの逸脱を宣言した。

その後、東京電力は、ボイラー室内の滞留水の移送を行い、4月21日16時28分に、運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

②確認結果

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力保安検査官が現場確認等を行い、東京電力が実施計画に従い、必要な措置を適切に実施したことを確認した。また、4月21日に、運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

(2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①事象の概要

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）浜岡原子力発電所4号機において、平成27年6月17日15時02分頃、非常用ディーゼル発電機（A）の点検作業を実施していた作業員が、設備の比較を行うために待機中の非常用ディーゼル発電機（B）の状態を確認していたところ、誤って機関を停止させるスイッチに触れたため、機関を保護する機構が動作し、当該発電機を起動できない状態となった。その結果、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数を満足せず、中部電力は、同時刻15時02分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

その後、中部電力は、設備に異常がないことを確認したのち、非常用ディーゼル発電機（B）を動作可能な状態に復旧し、同日15時19分、運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

②確認結果

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されているかについて、実施期間中の第1回保安検査において確認を行った。

検査の結果、中部電力が保安規定により要求されている措置（運転上の制限を満足させる措置を開始する等）を実施したことを確認した。また、現場において非常用ディーゼル発電機（B）が動作可能な状態に復旧していることを確認した。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成27年度第1回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のものに限る）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規

定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

別表2に示すとおり、事業所ごとに保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①保守管理の実施状況 ②組織の力量管理の実施状況 ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ④-1 記録の管理状況(抜き打ち検査) ④-2 管理区域入域の手順(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「組織の力量管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「記録の管理状況(抜き打ち検査)」及び「管理区域入域の手順(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査した。</p> <p>検査の結果、「保守管理の実施状況」については、長期停止プラントの安全が適切に保たれているかを確認する観点から、特別な保全計画に基づく保安活動が、適切に実施されているかを確認した。さらに、点検時期の変更が複数発生していることから、変更の処理が適切に実施されているかを確認した。</p> <p>特別な保全計画については、選定フローに基づいた対象機器の抽出、抽出された機器に対する保全方法及び実施時期の選定、保全の有効性評価方法等が、「プラント長期停止時対応マニュアル」等に適切に定められていることを確認した。また、実施例として、7号機「RHR系封水ポンプ」、「RSWポンプ」等の対象機器及び保全方法の選定、実施時期の決定、保全の有効性評価等が、規程どおりに適切に実施されていることを「原子炉設備長期停止の特別な保全計画」等で確認した。</p> <p>設備の点検時期の変更が発生した事例を14件抽出し、その処理実施状況を確認した結果、「保守管理基本マニュアル」に基づき点検時期変更に関する技術検討書を作成し、妥当性を評価していることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況」については、要員に対して必要な力量の維持・管理の実施状況及び力量の更なる向上が計画的に行われているかを検査した。</p> <p>運転員以外及び運転員の力量管理については、各々「教育及び訓練基本マニュアル」及び「原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル」に基づき実施されていることを確認した。</p> <p>運転員以外については、必要な力量水準を「教育及び訓練基本マニュアル」において、「力量水準区分1~3」に明確にしていること、力量の維持・管理及び更なる向上について、グループマネージャーが担当業務に対する力量区分を評価するとともに、力量を向上させる業務及び必要な教育項目を明確にし、教育・訓練の実施結果を踏まえ、教育・訓練の有効性を評価していることを「力量評価、教育・訓練の計画・実績、有効性評価表」により確認した。</p> <p>運転員については、必要な力量水準を「原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル」に「技術レベル」として定め、職位ごとに明確にしていること、力量の維持・管理及び更なる向上について、運転管理部長が社内認定または外部組織での訓練結果によって評価し、当該年度に実施した教育・訓練内容の理解度確認等の結果により、教育・訓練の有効性を評価していることを「主機操作員認定記録台帳」、「基準訓練理解度確認評価シート」等により確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合低減の観点から、要因分析が実施され、その結果を踏まえた是正処置及び予防処置が適切に実施されているかを検査した。さらに、昨年度に故障等が発生した施設・設備について、軽微な故障等があるものの継続使用可能と判断し供用状態としている事例が複数回発生していることから、適切な処理が行われているかを検査した。</p>

不適合情報を適正に処理するために、処置実施部門が、現象、応急処置、背景要因等の当該不適合情報に加え、過去の類似事象の情報も活用して、要因分析が実施されていることを「不適合原因分類ガイド」等により確認した。また、その要因分析された結果を踏まえ、「不適合管理基本マニュアル」に従った是正処置の立案、実施及び予防処置の必要性の検討が適切に実施されていることを「不適合報告書」等により確認した。

昨年度、軽微な故障等があるものの継続使用可能と判断し供用状態としている事例を8件抽出し、その処理状況を確認した。いずれの事例も設備の機能に対する技術的な影響評価を行った上で判断しており、適切な処理が行われていることを「不適合報告書」等により確認した。

「記録の管理状況」については、昨年度に記録の保管期限満了前の誤廃棄及び紛失といった事象が発生し、当該事象に対する再発防止対策が社内規程に反映されたことから、再発防止対策の実施状況等を抜き打ちで確認した。

品質保証グループ及び安全総括グループの指導により、紛失防止対策として、記録の識別、管理の徹底及び図書管理室に移管する内容が記述されたことについて、「文書及び記録取扱ガイド」、「一般図書取扱ガイド」、「資料:保安規定第120条(記録)の紛失防止対策の実施について」等に基づき、改訂状況の確認を行った。

さらに、人材育成グループ等の執務室に立ち入りを行い、ガイドに基づき保安規定120条記録の図書管理室移管等について適切な管理が行われ、誤廃棄及び紛失防止対策が実施されていることを確認した。また、執務室にある文書発番管理システム(DREAMS)の運用方法を聴取し、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して、ガイドに基づき管理されていることを確認した。

「管理区域入域の手順」については、放射線管理区域に立ち入る際のチェックポイントにおける装備品の確認方法に関する運用が、管理文書に基づき確認されていることを抜き打ちで確認した。

チェックポイント監視員による装備品の確認が、放射線安全部放射線管理グループの作成した「保安監視業務委託 委託追加仕様書」、「依頼文書、周知・連絡文書」に基づき、実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中の運転管理状況については、発電用原子炉施設の運転管理状況の聴取、運転管理記録の確認、現場巡視等を実施した結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

また、保安検査実施期間中に6号機において第11回取替新燃料の原子炉建屋への搬入作業が行われたため、現場立会及び記録の確認を実施した結果、「運搬実施計画書」等に基づき、保安活動が適切に実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、確認した範囲において良好なものであったと判断する。

別表 1 - 3 : 柏崎刈羽原子力発電所における事象について

事象の概要
<p>【計器の点検周期超過】</p> <p>平成26年6月19日、東京電力株式会社より、柏崎刈羽原子力発電所2号機中央制御室に設置されている直流125V充電器電圧計3台の点検周期超過が判明したため、直ちに点検を行い計器精度等に問題ないことを確認したとの報告があった。</p> <p>原子力規制庁は、当該計器に異常がなく、原子力安全への影響が軽微と判断し、保安規定違反に該当しないものと判断した。また、以降の保安検査等において、是正処置の実施状況の確認等を行った結果、再発防止対策に従った管理が実施されていることを確認した。</p>
<p>【保安記録の紛失】</p> <p>平成26年7月17日、東京電力株式会社より、保安規定第120条記録に該当する「平成25年度分保守管理の有効性評価」に係る記録の紛失が判明したため、記録の写し（コピー）を代替記録として保管する措置を行ったとの報告があった。</p> <p>原子力規制庁は、紛失した記録がコピーにより復旧されており、原子力安全への影響が軽微と判断し、保安規定違反に該当しないものと判断した。また、以降の保安検査等において、是正処置の実施状況の確認等を行った結果、再発防止対策に従った管理が実施されていることを確認した。</p>

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/> に掲載されています。大部となっておりますので、HPにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主な情報について以下のとおりご紹介します。

- ① 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果
[平成 27 年 8 月 3 日版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10084/24/207_20150803.pdf
- ② 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠の積算線量の測定結果
[平成 27 年 8 月 3 日版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10080/24/216_20150803.pdf
- ③ 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20 km圏内の空間線量率の測定結果
(平成 27 年 7 月 28 日～29 日測定) [平成 27 年 8 月 3 日版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10079/24/206_20150803.pdf
- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング(海水)の結果について(試料採取日：平成 27 年 8 月 3 日) [平成 27 年 8 月 5 日版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10092/24/278_k2_20150805.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量 (平成 27 年 8 月 4 日測定分) [平成 27 年 8 月 5 日版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10090/24/192_20150804_20150805.pdf

※ モニタリング情報については、直近のHP掲載情報を記載

委員ご質問への回答

第 145 回定例会（7 月 1 日）受付分

平成 27 年 8 月 5 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

〈内藤委員ご質問〉

Q. 6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリングの資料公開について

- ①25回から34回のもの、その後のものは、規制委のホームページのどこに公開されているのか。
- ②未公開なら、公開が遅延の理由は何か。いつ公開するのか。
- ③ヒアリングは何時開催され、何が議論されたのか。
- ④これまでの開催日時や議論された内容は速やかに公表されたい。公表できるか。

(回答)

現在、44回(7/13)まで公開されています。

http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/kk67/meeting/index.html

今後も、準備ができ次第、全て公開していきます。

〈高桑委員ご質問〉

Q. 緊急作業時の被ばくに関する規制の見直しに関連して

- ①原発事故の際、原子力規制庁や自治体の職員、刈羽村の消防団などの制限線量はこれまではいくつなのか、見直しはされるのでしょうか
- ②制限線量について、該当者への説明と同意はどうなるのでしょうか
- ③制限線量を超える事態の場合はどうなるのでしょうか

(回答)

原発事故の際、オフサイトで活動する防災業務関係者（自治体職員、民間人を含む）については、原子力災害対策指針において、「防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。」となっています。

また、内閣府において有識者会議「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」を開催しており、今後、安全確保の観点から必要な資機材、線量管理の方法、健康管理の在り

方等について議論を行うこととしています。

なお、原子力規制庁の職員については以下の通りです。

①原発事故の際、原子力規制庁や自治体の職員、刈羽村の消防団などの制限線量はこれまではいくつなのか、見直しはされるのかについて

○緊急を要する作業の期間中、放射線障害を防止するための線量の限度は、現状、人事院規則 10-5 に従い実効線量で 100 ミリシーベルト、等価線量で目の水晶体については 300 ミリシーベルト、皮膚については 1 シーベルトである。なお、放射線審議会における審議、答申を踏まえ、人事院において、原子力災害時の特例緊急被ばく限度に係る緊急作業について実効線量で 250 ミリシーベルトとする改定の作業を行っているところ。

○今後、当該人事院規則の改定を踏まえ、原子力規制委員会の職員を対象とした内規も改定し、原子力災害時の特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については実効線量で 250 ミリシーベルトとすることを予定している。

②制限線量について、該当者への説明と同意について

○原子力規制委員会職員で、同業務に従事することが想定される原子力保安検査官などについては、原子力災害発生時の特例緊急被ばく限度に関して、丁寧に説明するとともに、本人に緊急作業に従事する意思を確認する。

○また、特例緊急被ばく限度を含めた、緊急時の対応に必要な教育・訓練も実施する予定。

③制限線量を超える事態の場合について

○原子力保安検査官は、原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等において情報収集を行う役割があるため、その役割を全うできるよう、原子力保安検査官の交代要員の派遣等により可能な対応を図る。